

神奈川県建設業協会横浜支部規程

| | |
|------|-------------------|
| 制 定 | 昭和 42 年 10 月 13 日 |
| 一部改正 | 昭和 44 年 5 月 15 日 |
| 〃 | 昭和 45 年 5 月 15 日 |
| 〃 | 昭和 46 年 4 月 1 日 |
| 〃 | 昭和 48 年 5 月 17 日 |
| 〃 | 昭和 51 年 5 月 17 日 |
| 〃 | 昭和 57 年 5 月 17 日 |
| 〃 | 平成 6 年 4 月 1 日 |
| 〃 | 平成 25 年 5 月 22 日 |

第 1 章 総 則

(設 置)

第 1 条 本支部は、神奈川県建設業協会定横浜支部の総会決議を経て設置する。

(名 称)

第 2 条 本支部は、神奈川県建設業協会横浜支部(以下「支部」という)と称する。

(所 在 地)

第 3 条 支部は、事務所を横浜市中区太田町 2 丁目 2 2 番地に置く。

(目 的)

第 4 条 支部は、その区域を対象として、一般社団法人神奈川県建設業協会(以下「協会」という)の事業を推進するとともに、独自の事業を通じて会員企業の向上発展と親睦を図り、あわせて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(区 域)

第 5 条 支部の区域は、横浜市の全地域とする。

(事 業)

第 6 条 支部は、第 4 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する官公庁及び協会からの指示、通達の周知、伝達等に関する事。
- (2) 建設業に関する技術の向上、経営の進歩改善のための調査研究及び指導に関する事。
- (3) 建設業の健全なる発展方策の研究、立案及び実施に関する事。
- (4) 建設業に関する知識の啓発及び資料等の頒布。
- (5) 建設業にかかわる公共的、社会的諸行事等への協力に関する事。
- (6) 会員の親睦及び連携強化に関する事。
- (7) 委託契約の受託による経理業務の処理に関する事。(新規業務)

第2章 会員及び会費

(会 員)

第 7 条 支部は、建設業法の定める登録をなし、横浜市内に本店、支店、営業所又は常設の出張所を有する建設業者にして、支部の趣旨・目的に賛同する建設業者を会員とする。

2 支部の会員は、前項に定める資格のほか、次の条件を備えなければならない。

- (1) 協会の会員であること。
- (2) 建設業退職金共済事業神奈川県支部に加入していること。
- (3) 建設業労働災害防止協会神奈川支部に入会していること。
- (4) 本店が横浜市を除く神奈川県内にある場合は、本店が所在地の協会支部に加入していること。また、本店が神奈川県外にあるときは、本店が所在地の都道府県建設業協会に加入していること。

(入 会)

第 8 条 支部の会員となるときは、別に定める要領による手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 9 条 入会を承認されたものは別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は別に定める基準により、会費を納入しなければならない。

3 納入した入会金及び会費は、返還しない。

(退会及び除名)

第 10 条 支部を退会しようとするときは、あらかじめ文書を持って届出て、理事会の承認を得なければならない。

2 会員が次の各号にあてはまるときは、届出がなくても理事会の承認を得て、退会したものとして処理することができる。

- (1) 会員たる資格を失ったとき。
- (2) 会費の滞納が 12 箇月に及び納入の見込みがないとき。
- (3) 前各号のほか、特に理事会が認めたとき。

第 11 条 会員が本規程に違反し、会員たる業務を履行せず、又は支部の信用を傷つけ会員としての名誉を失墜したと認められたときは総会の議決により除名する。

第 12 条 退会及び除名の日は、理事会及び総会がこれを承認した日とする。

第3章 役 員

(役員の種類)

第 13 条 支部に次の役員を置く。

| | |
|---------|-----|
| 支 部 長 | 1 名 |
| 副 支 部 長 | 5 名 |
| 専 務 理 事 | 1 名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 3 名 |

(役員を選任及び解任)

第 14 条 役員を選任及び解任は次の各号のとおりとする。

- (1) 支部長は理事の互選によりこれを定める。
- (2) 副支部長及び専務理事は、理事会に諮り、支部長が委嘱する
- (3) 理事は総会において選任する。
- (4) 監事は総会において選任する。
- (5) 必要あるときは総会においてその決議により任期中の役員を解任することができる。

(役員の仕事)

第 15 条 役員の仕事は次の各号のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、支部の業務を統轄する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 専務理事は、支部長を補佐し、理事会の定めるところに従って支部業務を掌る。
- (4) 理事は理事会を構成し、その決議をもって支部業務の運営を掌る。
- (5) 監事は支部の業務並びに財産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第 16 条 役員の仕事は2年とする。

ただし再選を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは補欠選任を行う。その補欠により就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任満了後においても、後任者の就任まで必要な業務を行う。

(相談役、顧問)

第 17 条 支部に必要な応じ、相談役、顧問を置くことができる。

- 2 相談役、顧問は理事会の推薦により支部長が委嘱し、重要な事項について支部長の諮問に應ずる。

第 4 章 会 議

(総 会)

第 18 条 総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は毎年5月末日までに開催し、臨時総会は必要の都度開催する。

第 19 条 支部長は会員の3分の2以上の請求があったときは、総会を招集しなければならない。

第 20 条 総会の招集は少なくとも開会5日前に開催の日時、場所及び議案の要領を記載した書面によって会員に通知しなければならない。

第 21 条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 役員を選任、解任
- (2) 本規定の変更
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 事業計画の決定、事業報告の承認

- (5) 会員の除名
- (6) 理事会の議を経て総会に付議された事項
- (7) 財産の処分
- (8) その他の支部長が特に必要と認めた事項

(理事会)

第 22 条 理事会は支部長が必要に応じて招集する。

2 理事会は理事をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会員の入・退会承認及び退会処分の決定に関する事。
- (3) 入会金及び会費の決定
- (4) 支部運営上必要な事項
- (5) その他支部長が特に必要と認めた事項

3 相談役、顧問及び監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(表決権及び定足数)

第 23 条 総会における会員の表決議は、各 1 個とする。

2 総会の定足数は会員総数の 2 分の 1 とし、議事は表決に加わった会員の過半数の同意により決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 理事会の定足数は理事総数の 2 分の 1 とし、議事は出席理事の過半数の同意により決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 総会又は理事会に出席しない会員又は理事は、それぞれの会議における権限の行使を出席者に委任することができる。

(議長)

第 24 条 総会及び理事会の議長は支部長とする。

2 支部長に事故あるときは、副支部長もしくは支部長があらかじめ指名した理事がこれにあたる。

(議事録)

第 25 条 総会及び理事会の議事については、議長は議事録を作成し、議長が指名する出席者 2 名が署名捺印して保存しなければならない。

第 5 章 委 員 会

(設 置)

第 26 条 支部の円滑な運営をはかるため、委員会を置く。

2 委員会に関する事項は理事会で定める。

第 6 章 事 務 局

(事務局及び職員)

第 27 条 支部の事務局を処理するため事務局を置く。

2 職員の任免は、支部長が行う。ただし事務局長は、理事会の承認を得るものとする。

(事務局規程)

第 28 条 事務局及び職員に関する規程は、理事会において定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第 29 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(予 算)

第 30 条 支部長は事業年度開始までに、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の議決を経て、総会に提出して承認を得なければならない。

(決 算)

第 31 条 支部長は事業年度終了後、遅滞なく事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録、剰余金処分案を作成し、監事の監査を受け、総会に提出して承認を得なければならない。

(経 費)

第 32 条 支部の運営に要する経費は、支部の資産をもって支弁する。

2 資産とは、入会金、会費、資産から生ずる収入及びその他の雑収入をいう。

第8章 補 則

(理事会への委任)

第 33 条 本規程において特に定めのない事項及び本支部運営上緊急を要する事項は、理事会において定めることができる。

2 役員から辞任の届出があったときは、第 21 条の規程にかかわらず、理事会において処理することができる。

(施行期日)

第 34 条 本規程は、昭和 42 年 10 月 13 日から施行する。

(旧規定の廃止)

第 35 条 昭和 31 年 4 月 1 日社団法人神奈川県建設業協会横浜支部規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和 44 年 5 月 15 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 45 年 5 月 15 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 11 条の規程は昭和 46 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 48 年 5 月 17 日から適用する。

ただし、第 7 条の規程は昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 51 年 5 月 17 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 5 月 17 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 22 日から適用する。

横浜支部会員入退会手続要領

平成6年5月13日制定
平成15年4月1日適用

支部規程第8条の規程により、支部に入会又は退会しようとする時の手続きは、この要領によるものとする。

1 支部に入会しようとする者は、支部規程第7条各号に定める資格のほか、次に定める条件を具備しなければならない。

- (1) 年間完工高5,000万円以上の者
- (2) 資本金1,000万円以上の者
- (3) 自己資本1,000万円以上の者
- (4) 欠損額自己資本の20%以下の者
- (5) 流動比率70%以上の者
- (6) 経営年数3年以上の者

2 支部に入会しようとする者は「入会申込書(様式1)」正・副各1通を作成し、次の各号の書類を添付して支部長に提出するとともに、併せて神奈川県建設業協会(以下「協会」という)会員となる必要上、協会入会申込書を所定の要領に基づいて支部長に提出するものとする。

- (1) 支部役員2名を推薦者とした入会推薦書(様式2)
- (2) 経営事項調書(様式3)
- (3) 建設業退職金共済事業神奈川県支部加入証明書(写)
- (4) 建設業労働災害防止協会神奈川県支部加入証明書(写)
- (5) 建設業法に基づく許可書(写)
- (6) 経営事項審査申請書(写)
- (7) 登記簿謄本
- (8) 財務諸表

3 支部長は入会申込書を受理した場合、所定の委員会で内容を審査のうえ、理事会の承認を得るとともに、入会申込者に代り、協会入会申込書を協会長に提出する。

4 支部長は協会から入会承認通知があったとき、入会申込者に対し、「支部入会承認書(様式4)」並びに「協会入会承認書」を送付するとともに、支部の入会金および会費を徴収するものとし、入会を承認されなかった者に対しては、その旨を通知する。

5 退会を希望する会員は「退会届出書(様式5)」を支部長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

入会金及び会費基準

1 会費基準

| 級別 区分 | 完成工事高 | 会費 | 備考 |
|----------|-----------------|---------|--------------------------------------|
| 1 | 200億円以上 | 600,000 | 完成工事高は、前年3月31日前直近の決算期における年間完成工事高とする。 |
| 2 | 200億円未満～100億円以上 | 500,000 | |
| 3 | 100～50 | 400,000 | |
| 4 | 50～30 | 320,000 | |
| 5 | 30～20 | 240,000 | |
| 6 | 20～10 | 160,000 | |
| 7 | 10～5 | 90,000 | |
| 8 | 5～3 | 60,000 | |
| 9 | 3億円未満 | 32,000 | |

2 特殊会員

完成工事高のうち、土木・建築工事の占める割合が著しく低い企業または完成工事高の性質が商社的事業によるものなどの企業(特殊会員という)については、基準により算出された会費の二分の一を減免する。

3 県外会員

県外に本社を有する会員の会費は、当該会員の数にかかわらずその合計額が県内に本社を有する会員の会費合計額と同額とし、その額を基として独自に当該会員間の協議により定めた個別負担区分によるものとする。

4 納入方法

会費は、一事業年度を四期に分け、各期毎にその期のはじめに徴収する。ただし、年度の途中から入会した会員は、その期分からの会費を納入しなければならない。